

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨  
議事録

HP版議事録

(整理番号0792)

本審議会 第446回

令和4年6月30日 公開

開催日時	令和4年6月30日(木)	13時28分～14時08分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人 (開始時 4人)	定数 5人
主要議題	1 令和4年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 2 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 3 群馬県最低賃金専門部会の設置について 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 5 令和4年度最低賃金に関する実態調査の実施について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員4名の合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただくよう宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>ただいまから、第446回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p>

議事に入るまでの間は、事務局において、司会、進行を務めさせていただきます。

賃金室長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

本日は、令和4年度の第1回目の審議会でございます。

審議会委員の皆様におかれましては、昨年度委員にご就任いただき、2年目となりますが、本年度の調査審議につきましてもよろしくお願いいたします。

なお、公益代表委員の■■■■委員が退任されまして、後任に■■■■委員を任命させていただきましたことをご報告させていただきます。

■■■■委員、一言簡単で結構でございますが、御挨拶いただけますでしょうか。

公益委員

■■■■の取締役、総務と労務をしております■■■■と申します。新聞社の目線で考えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、令和4年度の第1回目の会議でもありますので、改めてお手元のファイルになっておりますが、資料1の委員名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益代表委員としまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に労働者代表委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。

次に使用者代表委員にうつりまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員が本日は遅れてまいるそうです。■■■■委員、■■■■委員。

委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきましても、どうぞ一つよろしくお願いいたします。

次に資料2をご覧くださいませでしょうか。

私ども事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長の加藤でございます。

労働基準部長の福永でございます。

賃金室長補佐の小林でございます。

労働局長

賃金室労働基準監督官の杉本でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、審議会の開催にあたりまして、加藤労働局長からご挨拶を申し上げます。

連日の猛暑の中、本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

審議会の開催にあたりまして、私から、一言御挨拶申し上げたいと考えてございます。

委員の皆様には、第48期の最低賃金審議会委員として、当県の最低賃金の決定にご尽力をいただきますことに、まずもって御礼申し上げる次第でございます。

また、日頃より、賃金行政をはじめといたしまして、私どもの労働行政の推進に際しまして、多大なる御支援・御協力を賜っておりますことを、御礼申し上げる次第でございます。

県内の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染の状況につきましては、ご案内のとおり、新規感染者数につきましては、大きい意味で減少傾向にあるのかなと捉えてございますけれども、まだまだ日によっては100人を大きく越える日もございますし、引き続きの感染防止対策が求められますとともに、経済の影響といったことにつきましても、注視する必要があるのかなと考えておるところでございます。

このような中で、6月1日でございますが、日銀前橋支店におきまして金融経済概況が発表されたところですが、これによりまして、「県内景気は、一部業種では供給制約の影響が残っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとの、基調としては持ち直している。」といった評価が示されたところでございます。雇用情勢につきましても、明日、5月の状況につきましては記者発表する予定となっているところでございますが、4月の状況につきましては、有効求人倍率が、1.40倍と、求人が求職を大きく上回っている状況にございまして、私ども群馬労働局といたしましても、穏やかに持ち直しの傾向にあるといった、少し一歩進んだ評価、総括を行っているところでございます。

一方で、中央では6月7日に経済財政運営と改革の基本方針、それと新しい資本主義実行計画等が閣議決定されたところございまして、これを受けまして28日、中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣から地域別最低賃金改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされたところでございます。

このような状況を踏まえまして、本日、群馬県最低賃金の改正決

事務局	<p>定の諮問をさせていただくことといたしました。</p> <p>最速で梅雨明けをいたしまして、連日、全国一位の最高気温ということで群馬県が紹介されておりまして、大変大変暑い中でのご議論を賜ることになりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の審議会の方にうつらせていただきますが、お手元の会議次第に従いまして、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本審議会の会長、会長代理につきましては、今年の審議会では、会長は■■■■委員、会長代理は■■■■委員が選出されております。従いまして、この後の議事進行につきましては、■■■■会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。本年度も会長を務めさせていただきます■■■■でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、令和4年度群馬地方最低賃金審議会の運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の資料の3、群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。</p> <p>まず、審議会の公開・非公開の取り扱いについてご説明いたします。</p> <p>運営規程の第6条第1項では、「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>審議会の会議につきましては、同項の原則どおりこれまで公開されてきております。</p> <p>また、第7条第2項では、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>審議会の議事録及び資料につきましても、同項の原則どおり公開</p>

	<p>されてきております。</p> <p>加えて、令和2年度からは、議事録及び資料につきましては、労働局ホームページにも掲載されているところでございます。</p> <p>次に審議会の日程にうつらせていただきます。日程につきましては、今後、調整させていただきたいと存じます。日程調整につきましては、皆様ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま、事務局から、令和4年度の審議会の運営について説明がございました。</p> <p>審議会の会議は、従前より公開しております。加えて、議事録等につきましても、労働局ホームページへの掲載を含め公開しております。</p> <p>審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の運用について、本年度も従前どおりの方法で公開してよろしいでしょうか。</p> <p>また、審議日程につきましては、後ほど調整させていただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>審議会の会議及び議事録等は例年どおり公開といたします。</p> <p>また審議日程につきましては、後ほど調整させていただくことといたします。</p> <p>その他運営規程も含め、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特にご意見等ないようですので、運営規程に基づき審議して参りたいと存じます。</p> <p>なお、審議にあたって事務局には、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしっかりとっていただくようお願い申し上げます。</p> <p>では次に、群馬県最低賃金の改正決定及びその諮問について、事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。最低賃金法第12条の規定に基づきまして、群馬県最低賃金の改正のため、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮</p>

	問文を、加藤局長から、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 会長にお渡しいたします。
労働局長	どうぞよろしく願いいたします。
会長	お受けいたします。
	【局長より会長に諮問文を手交】
会長	はい。ただいま、労働局長から群馬県最低賃金の改正諮問をお受けいたしました。 これについて、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。加藤労働局長から群馬地方最低賃金審議会へ調査審議を求める諮問をさせていただきましたので、その諮問文の写しを委員の皆様これからお配りしたいと思っております。
	【諮問文（写）を各委員に配付】
事務局	それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。
	【諮問文（写）を朗読】
事務局	以上が諮問文でございます。 令和4年度の群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、経過を簡単にご説明いたします。 昨年度も、本審議会に群馬県最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきましたところ、群馬県の経済情勢、雇用情勢等に配慮の上、慎重にご審議を重ねていただき、「28円の引上げが適当である」との答申をいただきました。結果、群馬県の最低賃金は「865円」に改正されたところでございます。 さて、本年度は、6月28日に中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から地域別最低賃金額改定の目安について、6月7日に閣議決定された骨太の方針等に配意した調査審議を求める諮問がなされました。 群馬県におきましても、このような状況も踏まえ、群馬県最低賃金の改正決定について、本日諮問させていただきましたところでございます。 以上でございます。

会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの諮問文及び事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。特にないようです。改めまして、諮問をお受けいたします。</p> <p>次に、群馬県最低賃金専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。最低賃金法第 25 条第 2 項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。</p> <p>更に、同条第 3 項で、専門部会は政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織すると定められております。そして、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で、「専門部会の委員の数は 9 人以内とする」とされております。</p> <p>これに基づきまして、専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名、合計 9 名の委員で構成されております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。本年度も規定に基づき、労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名の専門部会を設置することといたします。</p> <p>この件について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。ご意見等ないようですので、続いて専門部会委員の選任手続き等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>最低賃金審議会令第 6 条第 4 項では、同審議会令第 3 条を準用し、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の、関係労働者を代表する委員又は関係使用者を代表する委員を任命しようとする時は、関係者に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされています。</p> <p>つきましては本日、審議会終了後、委員の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員</p>

<p>会長</p>	<p>を任命させていただくこととなります。</p> <p>公労使の委員が決まりましたら、第1回目の専門部会を開催させていただきます。</p> <p>また、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示についても、この後行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。専門部会委員の選任手続き、審議会における意見聴取の公示についての説明がございましたが、これについて、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特に質問等がないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料4をご覧ください。</p> <p>今の、専門部会に関係したものでございますが、最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項でございます。</p> <p>この規定では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>専門部会の議決が全会一致の場合に限り、この規定を適用してきております。</p> <p>今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項について、説明がございました。</p> <p>これにつきまして、例年と同様の取扱いでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、例年と同様、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「最低賃金の改正決定に関して、専門部会において、全会一致</p>



事務局

で決議が行われた場合に限り、そのことをもって、当審議会の決議とすることができる。」ものと扱わせていただきたいと思います。

では次に、最低賃金の審議を行うに当たって、労働局で調査を行っているということですので、事務局から説明をお願いいたします。

はい。それでは、令和4年度最低賃金に関する実態調査につきまして、説明をさせていただきます。

資料5をご覧ください。

令和4年度最低賃金に関する実態調査といたしまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。

まずは、賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。

この調査は毎年中小企業の労働者の1年間における賃金の上昇率を把握するために実施をしております。

調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。

調査の対象地域は群馬県全域、対象業種は製造業や小売業等です。企業規模は、常用労働者が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっております。

調査依頼数は約260件になります。

調査事項は昨年度6月分及び今年度6月分の賃金を調査しております。

調査方法は通信調査で実施しております。調査の対象となった事業所の回答方法は、郵便報告方式とオンライン報告方式となっております。

続きまして、最低賃金に関する基礎調査について、説明をさせていただきます。

この調査は中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施をしております。

調査は地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。

調査の対象地域は群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業等です。調査対象の企業規模は製造業、新聞業及び出版業は労働者数が100人未満の事業所で、それ以外の業種につきましては、労働者数が30人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査と同様、比較的低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっておりまして、低賃金労働者の実態

を明確に把握できるようにしております。

こちらの調査の依頼数は約 1,900 件になります。

調査事項は今年度 6 月分の賃金を調査しております。

調査方法は通信調査で実施しております。賃金改定状況調査と同様、調査の対象となった事業所の回答方法は、郵便報告方式とオンライン報告方式となっております。

説明させていただきました調査の集計結果につきましては、次のページになります。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了後の 4 か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトの e-Stat へ掲載されます。

また、今までの地方最低賃金の審議会と同様、令和 4 年度も第 2 回群馬県最低賃金専門部会において、最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、公表させていただく予定です。

調査結果内容につきましては、平成 28 年経済センサス活動調査の結果に基づく、令和 2 年次の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年度最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てば幸いと存じますので、よろしく願いいたします。

会長

はい。ありがとうございます。

この調査につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【特になし】

会長

はい。特にないようなので、次に進めさせていただきます。

その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局から、4 点ご説明させていただきます。

まず 1 点目は、資料 6 にあります群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況でございます。

改正の申出につきましては、平成 28 年経済センサス活動調査結果をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計した適用労働者の、概ね 3 分の 1 以上の者に労働協約が適用されていること又は合意があることが、申出の要件となっております。

ご確認をいただきますようお願いいたします。

2 点目は、資料 7 と資料 8 にあります、要請及び声明でございます。

資料7は、6月21日付けで、[ ]から、群馬地方最低賃金審議会会長及び、群馬労働局長あてに提出された、最低賃金の抜本的な引上げ、改善を求める要請書の写しでございます。この要請書の6及び7ページに7項目ほど、要請事項がございます。8項目目から14項目目は、重複しているようでございますので、省略させていただきました。また、この要請書には、資料としまして最低生計費試算調査・総括表と題した表と、2020年地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図と題した図が添付されております。

資料8につきましては、6月15日付けで、[ ]から、群馬地方最低賃金審議会会長あてに提出された、全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明の写しでございます。

以上の要請と声明につきまして、群馬地方最低賃金審議会の審議にあたりまして、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、これらの要請・声明につきましては、厚生労働本省へも報告しております。

3点目は、資料9から資料16までの資料について、でございます。

資料9は、生活保護制度の概要でございます。

資料10は、群馬労働局が5月31日に発表いたしました、令和4年4月分の労働市場速報でございます。

資料11は、前橋財務事務所が6月13日に発表いたしました、群馬県の法人企業景気予測調査でございます。

資料12は、日本銀行前橋支店が6月1日に発表いたしました、群馬県金融経済概況でございます。

資料13は、令和4年春闘各機関別賃上げ集計状況でございます。

資料14、15、16は、諮問文に引用しております経済財政運営と改革の基本方針2022と、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、新しい資本主義実行計画工程表の抜粋となっております。

資料に関しましては、以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

事務局から、先に資料に関する説明がございましたが、これらにつきましてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【特になし】

会長

特にないようなので、最後の1点について、事務局から説明をお

事務局	<p>願いいたします。</p> <p>はい。地域別最低賃金及び特定最低賃金の専門部会の運営についてご説明させていただきます。</p> <p>専門部会の会議は、例年、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、第1回目から非公開となっております。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開は、運営規程で、専門部会の部長が決定できる旨定めておりますが、専門部会が審議会の構成組織であることを踏まえ、専門部会の公開・非公開などの運営について、昨年度審議会としての意向を示していただきました。</p> <p>専門部会の会議の公開につきましては、先ほどの資料の要請事項にもあるところがございます。今年度の取り扱いにつきましては、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ただいま、事務局から専門部会の運営につきまして、説明がございました。</p> <p>まず、専門部会の運営につきまして、審議会としての意向を示すことについてお伺いいたします。</p> <p>昨年同様、専門部会に対し、審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について、委員の先生方のご意見をいただきたいと存じます。</p> <p>まず、労働者側委員の先生から、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>例年通り、率直な意見の交換ができなくなる恐れがあるということが考えられますので、非公開でよいかと思えます。よろしく願います。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>はい。私 [ ] から。 今、労働者側委員の先生からお話がありましたが、同意見でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員の先生方から、ご発言がございましたが、他の労使の委員の先生方、ご意見はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>では公益委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。では、意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただきます。 労使委員の先生方からは、「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある」ため、「専門部会是非公開」との意見がございました。 この非公開理由は、審議会及び専門部会運営規程の定めに該当するものでございます。 つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである」としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、審議会の意向は、「当初から専門部会を非公開とすべきである」ということを確認いたします。 ただし、最終的には専門部会の非公開につきましては、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。 その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである。」との審議会の意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 賛同をいただきました。それでは、そのようにさせていただきます。</p>

	いと存じます。 本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等ございましたら お願いいたします。
	【特になし】
会長	それでは、事務局からは何かございますでしょうか。
事務局	特にございません。
会長	はい。それでは以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いた しました。 今後の会議では、いろいろな資料をもとに、金額審議をすること になります。 委員の先生方には、十分な審議をお願いいたしたいと存じます。 これで、第 446 回群馬地方最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠に疲れ様でございました。